

熊谷文化創造館さくらめいと施設利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、埼玉県の「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の実践を踏まえ、ホール・施設等の利用に関し、基本的な考え方を示すものです。

なお、感染拡大など状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

1 感染防止のための基本的な考え方

「三密」（密閉・密集・密接）を回避して活動する。

密閉しない…換気の悪い密閉空間を避ける。

密集しない…不特定多数の人が集まらないように配慮する。

密接しない…2メートル程度の互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控える。また、なるべく対面方式は避ける。

2 施設の具体的な対応策

(1) 基本的な対応策

- ① 施設管理者は、公演等主催者と連携・協力し、施設や公演等に関わるすべての主体に対し、37.5℃以上（又は平熱を超える）発熱や咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合や過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国への訪問歴がある場合には、自宅待機等の対応をとるよう周知するとともに、必要な措置を講ずる。なお、ホールでの公演等主催者は、来場者がホールへ入場する際にも検温等の対策を講じる。
- ② 施設管理者は、ドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行う。また、施設利用者は、貸出用の椅子・机、譜面台等の消毒に協力する。
- ③ 施設管理者は、入口に手指消毒用の消毒液を設置するとともに、施設利用者は、大声や会話の抑制、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ④ 施設管理者は、「施設の利用に当たり遵守すべき事項（別紙1）」を掲示し、周知する。また、国及び県の接触アプリのQRコードを施設入口等に掲示し、施設利用者に利用の促進を図る。
- ⑤ 施設管理者は、受付や窓口等に透明ビニールカーテン等を設置し、職員と施設利用者との間を遮断する。
- ⑥ 施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう保健所との連絡体制を整える。また、保健所の判断により、消毒命令が発せられた場合には、必要箇所の消毒を実施する。
- ⑦ 施設管理者、公演等主催者及び施設利用者は、施設内の換気（定期的な窓、出入口、扉の開放）を徹底する。
- ⑧ 施設利用者は、ゴミを各自の責任において持ち帰る。

- ⑨ 施設利用の代表者は、施設の利用前に「新型コロナウイルス感染拡大予防用チェックシート（別紙2）」で施設利用者の体調等を確認し、施設利用後に施設管理者に提出する。
- ⑩ 公演等主催者及び施設利用者は、密を避けるため、時間差での入退出に配慮する。
- ⑪ 施設管理者は施設の管理・運営に従事する職員（委託等の事業者を含む。）について、公演等主催者は公演等関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先の把握に努めるとともに、来場者等から感染者が発生した場合など必要に応じてこれらの情報が保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。なお、個人情報保護の観点から、名簿の保管（概ね1か月）には、十分な対応を講じ、期間経過後は適切に廃棄する。

（2）ホール（客席・舞台）及び楽屋

- ① 定員又は通常の利用人数の1/2以下（別紙3）を目安に利用・入場制限を実施する。
- ② 客席は、互い違いに座席を設ける等身体的距離を確保し、固定席での配席は原則として指定席にするなどの座席配置を講ずるとともに、客席の最前列及び2列目は使用を禁止する。
- ③ 高齢者や持病のある方が多数来場することが予想される公演については、重症化リスクが高いことから、中止を含めより慎重に対応する。
- ④ 余裕を持った入退場時間を設定する。また、着席エリアごとの時間差での入退場等について工夫する。
- ⑤ チケット窓口やホール入口に行列が生じる場合には、最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔を空けた整列を促す等人が密集しないよう工夫する。
- ⑥ パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しによる配布を禁止するとともに、チケットの半券は、来場者自らがもぎる等もぎりの簡素化について工夫する。
- ⑦ 公演等の前後及び公演等の休憩中にホール内の換気を行う。また、公演等主催者と調整の上、可能な限り公演等の途中でも定期的に換気を行う。
- ⑧ ホール内における会話の抑制及び飲食の禁止等のほか、公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知する。
- ⑨ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）及び出待ちや面会等を禁止する。
- ⑩ 多くの人に触れるようなサンプル品・見本品の取り扱いを禁止する。
- ⑪ クローク機能については、必要最小限（大型荷物のみ）の運用とし、取扱者はフェイスシールドや手袋を着用する。
- ⑫ 複数人数による大声での発声や歌唱・口で演奏する吹奏楽器等での利用、強度の高い運動となるダンスや体操等での利用、2mを目安とする身体的距離を確保できない利用それぞれの公演等主催者及び施設利用の代表者は、施設管理者と感染防止対策の徹底について事前に協議・調整する。

（3）ホワイエ・ギャラリー

- ① 公演前後及び休憩中に人が滞留・密集しないよう段階的な客席入り等の工夫を行う。

- ② 飲食（水分補給は除く。）や対面での会話をしないようにする。
- (4) 練習室
 - ① 通常の利用人数の1／2以下（別紙3）を目安に利用制限を実施する。
 - ② 複数人数での大声での発声や歌唱・口で演奏する吹奏楽器等での利用、激しい呼吸を伴うダンスや体操等での利用、2mを目安とする身体的距離を確保できない利用への貸出しは、当面の間、休止する。
 - ③ 室内履きを各自で持参する。
 - ④ 飲食（水分補給は除く。）や対面での会話をしないようにする。
- (5) 会議室
 - ① 定員の1／2以下（別紙3）を目安に利用制限を実施する。
 - ② 飲食（水分補給は除く。）や対面での会話をしないようにする。
- (6) トイレ
 - ① 可能な限りトイレの蓋を閉めて汚物を流す。
 - ② 手洗いを30秒以上する。
 - ③ トイレの混雑が予想される公演の前後及び休憩中は最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔を空けた整列を促す。
- (7) 附属設備
 - ① ピアノの利用者は、利用前・利用後に十分な手指の消毒又は手洗いを実施する。
 - ② 施設管理者は、利用者が利用したマイク等附属設備の消毒を行う。

3 公演等関係者の感染防止策

- (1) 公演等の運営に必要最小限度の人数とする。
- (2) 各自検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- (3) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛及び味覚・嗅覚障害の症状に該当する場合は、自宅待機とする。
- (4) 公演等主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- (5) 舞台上においてもマスク着用を原則とし、演奏上又は表現上マスク着用が困難な場合には、その公演等主催者は施設管理者と感染予防対策の徹底について事前に協議・調整する。
- (6) 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を避ける。
- (7) 楽屋では、使い捨ての紙皿やコップを使用するとともに、対面での飲食や会話をしないようにする。

4 施設利用中に感染が疑われる人が発生した場合の対応策

- (1) 感染が疑われるなど体調を崩した人がいた場合、速やかに別室へ案内し隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋を着用の上、発熱者との接触を避けて対応する。
- (3) 速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保健所等公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成するなど必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。

5 公演等主催者又は施設利用者が必要な措置を講じていないと認められる場合

施設管理者は、公演主催者又は施設利用者に対し、利用の中止や人数の制限等必要な措置を講ずるよう協議を行う。